松江市　水の官民連携「ウォーターPPP」事業

サウンディング調査　事業概要説明書

１．下水道事業の概要

（１）公共下水道事業

本市の公共下水道事業（流域関連公共下水道・特定環境保全公共下水道）の概要は、**表 1-1～表 1-5** に示すとおりであり、流域関連公共下水道（東部処理区・西部処理区、R6 年度末の整備面積計約 4,629ha）、および特定環境保全公共下水道（8 処理区、R6 年度末の整備面積約 265ha）により事業を進めている。

流域関連公共下水道では、ポンプ場 8 施設（汚水 6 施設、雨水 2 施設）を有している。

表 1-1　松江市の処理状況（流域関連公共下水道・特定環境保全公共下水道）

（令和7年3月末現在、単位：人・%）

地区名	処理区	供用開始年月日	事業計画処理人口	処理区域内人口	水洗化人口	水洗化率
松江	流域東部	S56.4.1	131,440	125,012	120,441	96.3
東出雲	流域東部	S58.7.1	15,260	14,911	13,767	92.3
八雲	流域東部	H12.5.1	5,280	4,936	4,365	88.4
玉湯	流域東部	S61.4.1	7,360	7,192	6,117	85.1
宍道	流域西部	H3.4.1	7,960	7,593	6,727	88.6
鹿島	恵曇（特環）	H4.10.1	4,100	4,460	4,302	96.5
島根	佐波（特環）	H9.4.1	100	107	105	98.1
美保関	千酌（特環）	H13.1.10	400	386	327	84.7
美保関	七類（特環）	H19.4.1	600	657	446	67.9
美保関	森山（特環）	H23.4.1	500	524	255	48.7
八束	江島（特環）	H1.7.26	600	672	521	77.5
八束	遅江（特環）	H4.4.1	400	421	346	82.2
八束	馬渡（特環）	H9.4.1	200	192	149	77.6
合計			174,200	167,063	157,868	94.5

※流域東部：宍道湖流域関連公共下水道（東部処理区）
　　松江市の松江地区、玉湯地区、八雲地区および東出雲地区が対象
※流域西部：宍道湖流域関連公共下水道（西部処理区）
　　松江市の宍道地区が対象

表 1-2　宍道湖流域東部処理区の事業計画概要①

項目				前回			今回			備考
目　標　年　次				令和3年度			令和8年度			
排　除　方　式				分流式			分流式			
計画処理区域面積(ha)		松江地区		3,672.8			3,679.4			6.6ha追加
		玉湯地区		299.8			302.1			2.3ha追加
		八雲地区		186.7			186.9			0.2ha追加
		東出雲地区		506.2			506.3			0.1ha追加
				4,665.5			4,674.7			9.2ha追加
計画処理区域人口(人)		松江地区		126,700			131,440			
		玉湯地区		5,600			7,360			
		八雲地区		5,100			5,280			
		東出雲地区		13,300			15,260			
				150,700			159,340			行政人口：人口ビジョン
家庭汚水量原単位(L/人･日)	地区名	事業		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	
	松江地区	公共	生活	205	260	390	210	260	390	実績平均(H27-R1)
			営業	80	100	160	75	95	145	営業用水率35%(実績)
			地下水	70	70	70	70	70	70	地下水率20%
			合　計	355	430	620	355	425	605	
	玉湯地区	公共	生活	210	260	390	210	260	390	実績平均(H27-R1)
			営業	110	130	200	65 (265)	80 (330)	120 (495)	営業用水率30(125)%(実績)
			地下水	80	80	80	70 (120)	70 (120)	70 (120)	地下水率20%
			合　計	400	470	670	345 (595)	410 (710)	580 (1,005)	( )値は玉湯分区のみ
	八雲地区	特環	生活	210	260	390	210	260	390	実績平均(H27-R1)
			営業	30	40	60	30	40	60	営業用水率15%(実績)
			地下水	60	60	60	60	60	60	地下水率20%
			合　計	300	360	510	300	360	510	
	東出雲地区	公共	生活	195	245	370	210	260	390	実績平均(H27-R1)
			営業	30	40	55	30	40	60	営業用水率15%(実績)
			地下水	60	60	60	60	60	60	地下水率20%
			合　計	285	345	485	300	360	510	
計画汚水量(㎥/日)				日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	
	家　庭			52,540	63,540	91,350	56,770	67,940	96,650	計画人口×原単位
	観　光			5,710	5,710	11,410	1,350	1,350	2,680	実績値
	温　泉			1,030	1,030	2,060	840	840	1,680	実績値
	工　場			1,170	1,170	2,340	2,240	2,240	4,030	現況と全体計画値を直線補完
	合　計			60,450	71,450	107,160	61,200	72,370	105,040	
処理場(流域下水道へ接続)	名　称			宍道湖東部浄化センター						
	位　置			松江市竹矢町字川向						
	敷地面積			1,880a						
	水処理方式			凝集剤添加活性汚泥循環変法砂ろ過法						
	水処理能力			日最大81,000㎥/日			日最大81,000㎥/日			
	系　列			9系列			9系列			
	汚泥処理方式			機械脱水×4台			機械脱水×4台			
予定(計画)水質(mg/L)				BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
	流入水質			220	120	220	40	4.4	217	111	169	51	5.7	松江市分
	放流水質			10	9	7.5	8	0.4	10	9	7.5	8	0.4	宍道湖東部浄化センター
放流先	水域名			1級河川意宇川(中海)						
	環境基準等			湖沼A－ロ，Ⅲ－ニ						

備考：流入水質について、前回は流域下水道処理場の採用値、今回は松江市計算値を示す。

出典：松江市公共下水道事業計画（変更）協議書（宍道湖流域東部処理区）令和 3 年度

表 1-3　宍道湖流域東部処理区の事業計画概要②

計画		前回	今回	備考
目標年次		令和3年度	令和8年度	
計画排水区域面積（ha）	松江地区	3,672.7	3,679.4	6.7ha追加
	玉湯地区	299.9	302.2	2.3ha追加
	八雲地区	－	－	－
	東出雲地区	506.1	506.3	0.2ha追加
		4,478.7	4,487.8	9.1ha追加
雨水流出量算定公式		Q＝1/360・C・I・A（合理式）	同左	
降雨強度式（10年確率）	松江地区	I＝4,420/(t＋26)　51.4mm/時	同左	
	玉湯・東出雲地区	I＝6,443/(t＋37)　66.4mm/時	同左	
流出係数		0.50～0.65	同左	

※地区の合計の面積は、端数処理のため合わない場合がある。

出典：松江市公共下水道事業計画（変更）協議書（宍道湖流域東部処理区）令和 3 年度

表 1-4　宍道湖流域西部処理区の事業計画概要

項目				前回			今回			備考
目　標　年　次				令和3年度			令和8年度			
排　除　方　式				分流式			分流式			
計画処理区域面積(ha)　宍道地区				417.6			417.6			
計画処理区域人口(人)　宍道地区				7,770			7,960			
家庭汚水量原単位(L/人･日)	市町村名	地区名		日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	
	松江市	宍道地区	生　活	240	320	480	240	320	480	
			営　業	70	95	145	70	95	145	
			地下水	85	85	85	85	85	85	
			合　計	395	500	710	395	500	710	
計画汚水量(m^3/日)				日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	
	家　庭			3,070	3,900	5,520	3,140	3,980	5,650	
	温　泉			20	20	40	30	30	60	
	工　場			30	30	60	30	30	60	
	その他			50	50	50	50	50	50	
	合　計			3,170	4,000	5,670	3,250	4,090	5,820	
処理場(流域下水道へ接続)	名　称			宍道湖西部浄化センター						
	位　置			出雲市大社町杵築西及び荒木						
	敷地面積			1.514ha						
	水処理方式			標準活性汚泥法						
	水処理能力			日最大　54,000m^3/日			日最大　54,000m^3/日			
	系　列			3系列(6池)			3系列(6池)			
	汚泥処理方式			機械脱水×3台			機械脱水×3台			
予定(計画)水質(mg/L)				BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
	流入水質			180	―	210	―	―	191	96	147	45	4.9	
	放流水質			15	―	21	―	―	15	―	24	―	―	
放流先	水域名			日本海(大社湾)						
	環境基準等			なし						

備考：流入水質について、前回は流域下水道処理場の採用値、今回は松江市計算値を示す。

出典：松江市公共下水道事業計画（変更）協議書（宍道湖流域西部処理区）令和 3 年度

表 1-5　宍道湖流域西部処理区の事業計画概要②

項　　目	前回	今回
目　標　年　次	令和3年度	令和8年度
計画排水区面積(ha)	570.5	395.7
雨水流出量算定公式	Q＝1/360･C･I･A（合理式）	
降雨強度式(10年確率)	I＝5,324／(t＋31)	
流出係数	0.35～0.60	

出典：松江市公共下水道事業計画（変更）協議書（宍道湖流域西部処理区）令和 3 年度

表 1-6　特定環境保全公共下水道の事業計画概要

項目		単位	恵曇処理区		佐波処理区		千酌処理区		七類処理区		森山処理区		江島処理区		遅江処理区		馬渡処理区		備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
計画目標年次			令和5年	令和11年	令和5年	令和11年	令和5年	令和11年	令和5年	令和11年	令和5年	令和11年	令和5年	令和11年	令和5年	令和11年	令和5年	令和11年	
排除方式			分流式		分流式		分流式		分流式		分流式		分流式		分流式		分流式		
予定処理区域面積（汚水）		ha	165.1	165.5	4.1	4.1	13.1	13.1	26.0	26.0	13.5	13.6	16.8	17.1	16.2	16.3	8.7	8.8	
予定処理人口	計画区域	人	4,700	4,100	100	100	400	400	700	600	500	500	400	600	300	400	200	200	
1人1日当り最大汚水量	日平均	ℓ/人・日	365	380	325	315	325	360	350	335	370	210	335	380	260	290	270	270	
	日最大	ℓ/人・日	450	460	415	430	410	460	450	405	460	260	450	510	320	370	330	360	地下水含む。
	時間最大	ℓ/人・日	825	840	760	805	765	840	825	740	860	490	825	935	585	675	605	660	
計画汚水量	日平均	m3/日	1,720	1,560	40	40	130	150	250	210	190	250	140	230	80	120	60	60	
	日最大	m3/日	2,120	1,890	50	50	170	190	320	250	230	310	180	310	100	150	70	80	
	時間最大	m3/日	3,880	3,450	80	90	310	340	580	450	430	580	330	570	180	270	130	140	
終末処理場処理能力		m3/日	2,150	2,150	80	80	340	390	600	600	310	310	284	290	218	290	123	170	
処理方法			酸素活性汚泥法		OD法		OD法		OD法		OD法		回分式活性汚泥法		回分式活性汚泥法		回分式活性汚泥法		
系列数			3系列	3系列	2系列	2系列	1系列	1系列	1系列	1系列	1系列	1系列	2系列	2系列	2系列	2系列	2系列	2系列	
汚泥処分形態			場外搬出		場外搬出		場外搬出		場外搬出		場外搬出		場外搬出		場外搬出		場外搬出		
流入水質	BOD	mg/ℓ	280	190	260	170	310	180	350	190	230	170	270	170	330	200	250	200	
	COD	mg/ℓ	100	100	70	80	90	90	90	100	90	90	90	90	110	100	100	100	
	S S	mg/ℓ	240	160	310	170	430	180	410	150	410	180	280	130	320	180	220	150	
	T−N	mg/ℓ	40	40	30	30	40	40	40	40	40	40	40	40	50	50	40	40	
	T−P	mg/ℓ	4	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	
放流水質	BOD	mg/ℓ	15	15	15	15	15	15	15	15	10	10	10	10	10	10	10	10	
	COD	mg/ℓ	−	−	−	−	−	−	−	−	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	
	S S	mg/ℓ	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	(40)	
	T−N	mg/ℓ	−	−	−	−	−	−	−	−	35	(36)	20	(25)	21	(33)	21	(25)	
	T−P	mg/ℓ	−	−	−	−	−	−	−	−	6.0	(7.0)	4.8	(5.3)	5.5	(5.0)	5.0	(5.0)	

備考：放流水質について
BODは、下水道法上の計画放流水質（最大値）
（）内値は、参考の基準値として示す。
COD：H25斐伊川流総計画の計画処理水質（平均値）
SS：下水道法施行令に基づく技術上の基準値
T-N,T-P：H25斐伊川流総計画の計画処理水質（日平均）を最大値換算

出典：松江市特定環境保全公共下水道事業計画（変更）協議書　令和 5 年度

公共下水道事業における雨水施設については、**表 1-7** に示すとおり、ポンプ場、マンホールポンプ場及び樋門・ゲートを有している。なお、雨水管路の整備延長は、令和 7 年度末時点で 43km となっている。

雨水施設の業務については、**表 1-8** に示すとおり「河川課」が実施している。

表 1-7　雨水施設一覧

No.	施設名	河川名		所在地	区別	操作種類	設置年度	規模
		本川	支川					門数
ポンプ場								
1	嫁島排水機場	山居川	西嫁島雨水渠	西嫁島2丁目		電動	H19	φ700×65.7m3/分×1台 φ500×33.9m3/分×1台
2	出雲郷排水機場	中海	西部承水路	東出雲町出雲郷		自動	S50	φ600×40.2m3/分×1台 φ800×79.8m3/分×1台
小型ポンプ施設								
1	宍道町昭和マンホールポンプ	雨水渠		宍道町昭和		自動	不詳	φ80mm×2台
2	春日町マンホールポンプ	雨水渠		春日町		自動	H27	φ200mm×1台
3	灘町マンホールポンプ	雨水渠		灘町		自動	不詳	φ80mm×2台
4	宍道湖第10ポンプ槽	雨水渠		宍道町昭和		自動	H26	φ200mm×3台
5	浜乃木ポンプ槽	雨水渠		浜乃木		自動	S62	φ400mm×1台
6	錦新町マンホールポンプ	雨水渠	新町川	東出雲町錦新町7丁目		自動	H22	φ80mm×1台
樋門・ゲート								
1	嫁島1-2号樋門	雨水渠	西嫁島雨水渠	西嫁島2丁目113-1先	樋門	手動	不詳	1門
2	嫁島5号制水門	雨水渠	西嫁島雨水渠	西嫁島2丁目75-1先	水門	電動	H19	1門
3	嫁島5号樋門	宍道湖	袖師雨水幹線	袖師町113先	樋門	油圧引上ゲート	H19	1門
4	堂形雨水幹線樋門	宍道湖	堂形雨水幹線	堂形町570先	樋門	手動	H9	1門
5	承水路連結水路樋門	中海	出雲郷排水機場雨水排水路	東出雲町揖屋201先	樋門	電動	S51	1門
6	大木川排水樋門	中海	普）大木川（公共下水道雨水渠）	東出雲町揖屋101先	樋門	電動	S52	2門
7	揖屋1号排水樋門（新町川）	中海	普）新町川（公共下水道雨水渠）	東出雲町揖屋3527先	樋門	手動	H1	2門
8	揖屋2号排水樋門	中海	公共下水道雨水渠	東出雲町揖屋667先	樋門	手動	H1	1門
9	揖屋3号排水門（座頭川）	中海	普）座頭川（公共下水道雨水渠）	東出雲町揖屋3539先	樋門	手動		2門
10	揖屋4号排水樋門	中海	公共下水道雨水渠[雨水5号]	東出雲町揖屋3553先	樋門	手動	不詳	1門
11	揖屋5号排水樋門	中海	公共下水道雨水渠	東出雲町揖屋2232先	樋門	手動	H1	1門
12	揖屋6号排水樋門	中海	公共下水道雨水渠[船付場閘門含]	東出雲町揖屋3510先	樋門	手動	H1	1門
13	藪中排水樋門（下意東排水門）	中海	公共下水道雨水渠[意東雨水幹線]	東出雲町下意東516-5	樋門	手動	H10	1門
14	18号樋門（14号ゲート）	中海	公共下水道雨水渠[港湾施設水路]	東出雲町下意東3548先	樋門	手動	不詳	2門
15	19号樋門	中海	公共下水道雨水渠	東出雲町下意東3551先	樋門	手動	不詳	2門
16	20号樋門（4号ゲート）	中海	普）市ノ原川（公共下水道雨水渠）	東出雲町下意東3553先	樋門	手動	不詳	2門
17	西部承水路樋門	中海	普）西部承水路（公共下水道雨水渠）	意宇町地先	樋門	手動	S49	2門
18	嫁島1号制水門（ポンプ場）	山居川	公共下水道雨水渠[嫁島東排水路]	嫁島町115先	水門	電動	不詳	1門
19	嫁島2号制水門（ポンプ場）	山居川	公共下水道雨水渠[嫁島西流入路]	嫁島町115先	水門	電動	不詳	1門
20	嫁島3号制水門（ポンプ場）	山居川	公共下水道雨水渠[嫁島西排水路]	嫁島町115先	水門	電動	不詳	1門
21	嫁島4号制水門（ポンプ場）	山居川	公共下水道雨水渠[嫁島西導水路]	嫁島町115先	水門	電動	不詳	1門
22	奥山排水樋門	山居川	公共下水道雨水渠[奥山雨水幹線]	浜乃木6丁目1355先	樋門	手動	S56	1門
23	馬潟第4号排水樋門	大橋川	公共下水道雨水渠	馬潟町336先	樋門	フラップ	H26	1門
24	馬潟第5号排水樋門	大橋川	公共下水道雨水渠	馬潟町343先	樋門	フラップ	H26	1門
25	馬潟第6号排水樋門	大橋川	公共下水道雨水渠	馬潟町345先	樋門	フラップ	H26	1門

表 1-8　雨水施設の担当課

対象事業	対象施設	業務範囲	担当部署
流関（雨水）	雨水ポンプ場 樋門 雨水渠	計画等策定	河川課改良係（事業推進課計画係）
		設計・工事	河川課改良係
		維持管理・修繕	河川課管理係
		改築更新	河川課改良係

（2）農業集落排水事業

本市は、20 地区の農業集落排水施設を有している。農業集落排水施設の処理状況を**表 1-9** に示す。

表 1-9　農業集落排水施設一覧

（令和7年3月末現在、単位：人・%）

地区名	処理区	供用開始 年月日	計画処理 人　口	処理対象 人　口	処理対象 戸　数	水洗化 人　口	水洗化率
松江	古江	H10.4.1	2,930	1,710	834	1,484	86.8
松江	長江	H11.4.1	1,260	783	327	676	86.3
松江	秋鹿	H12.4.1	4,800	1,582	717	1,404	88.7
松江	本庄	H13.4.1	3,110	1,691	784	1,367	80.8
松江	大井	H14.4.1	1,640	937	402	824	87.9
松江	生馬	H15.4.1	2,290	1,099	515	1,099	100.0
松江	大野	H17.4.1	1,400	565	264	463	81.9
鹿島	一矢	S63.4.1	220	71	35	71	100.0
島根	野波	H7.4.1	1,540	525	237	525	100.0
島根	大芦	H7.4.1	570	287	144	287	100.0
島根	加賀別所	H8.4.1	270	135	59	135	100.0
美保関	万原・下宇部尾	H14.4.1	680	281	141	222	79.0
美保関	菅浦	H19.4.1	260	140	80	124	88.6
宍道	弘長寺	H6.4.1	1,210	235	95	235	100.0
宍道	鏡	H6.4.1	300	100	41	100	100.0
宍道	宍道中央（R5廃止）	H11.4.1	620	0	0	0	0.0
宍道	南城（R4廃止）	H11.10.1	950	0	0	0	0.0
宍道	中来待（R6廃止）	H13.4.1	2,550	0	0	0	0.0
八束	入江	S63.7.1	1,100	625	295	604	96.6
八束	二子	H1.7.1	760	433	202	433	100.0
八束	寺津・亀尻	H3.5.1	540	375	173	375	100.0
八束	波入	H6.5.1	1,750	878	443	878	100.0
東出雲	意東	H9.4.1	850	422	179	384	91.0
合計			31,600	12,874	5,967	11,690	90.8

出典：上下水道事業年報　令和 7 年版（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

なお、広域化・共同化施策の一環として、農業集落排水施設の一部を流域関連公共下水道へ編入して統廃合する計画がある。今後の統廃合の予定は、下記のとおりである。

- ◆ 意東地区農業集落排水処理施設を宍道湖流域関連公共下水道（東部処理区）へ編入
- ◆ 弘長寺地区農業集落排水処理施設を宍道湖流域関連公共下水道（西部地区）へ編入

（3）漁業集落環境整備事業

本市は、20 地区の漁業集落排水施設を有している。漁業集落排水施設の処理状況を**表 1-10** に示す。

表 1-10　漁業集落排水施設一覧

（令和7年3月末現在、単位：人・%）

地区名	処理区	供用開始年月日	計画処理人口	処理対象人口	処理対象戸数	水洗化人口	水洗化率
松江	魚瀬	H17.4.1	522	229	113	218	95.2
鹿島	片句	S61.4.1	500	179	90	179	100.0
鹿島	御津	S62.4.1	860	424	191	424	100.0
鹿島	手結	H2.4.1	810	405	194	405	100.0
島根	野井	S63.10.1	560	256	113	256	100.0
島根	大芦	H7.4.1	1,093	480	241	480	100.0
島根	沖泊	H8.4.1	230	52	23	52	100.0
島根	瀬崎	H11.6.1	460	181	82	181	100.0
島根	多古	H11.10.1	340	119	46	119	100.0
島根	加賀	H15.4.1	1,500	596	259	596	100.0
美保関	稲積・北浦	H6.4.28	1,186	335	163	335	100.0
美保関	片江	H10.4.1	1,567	475	238	424	89.3
美保関	美保関	H12.4.1	2,390	400	212	356	89.0
美保関	笠浦	H17.3.1	600	290	116	277	95.5
美保関	福浦	H20.4.1	552	248	114	183	73.8
美保関	笹子	H21.4.1	219	114	57	114	100.0
美保関	惣津	H22.4.1	395	130	62	100	76.9
美保関	雲津	H22.7.1	220	94	45	69	73.4
美保関	諸喰	H23.1.1	83	56	27	32	57.1
美保関	法田	H23.1.1	99	56	26	31	55.4
合計			14,186	5,119	2,412	4,831	94.4

出典：上下水道事業年報　令和 7 年版（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

なお、漁業集落排水施設は公共下水道等への編入予定はない。

（4）し尿処理施設

本市は、その他の集合処理施設として、**表 1-11** に示す 2 処理施設を有している。

表 1-11　その他処理施設施設一覧

処理区域	処理場	施設処理所在地	処理方式
朝日ケ丘団地	朝日ケ丘団地地域し尿処理施設	松江市古曽志町567番地420	長時間曝気方式＋高度処理
宍道南企業団地	宍道南企業団地汚水処理施設	松江市宍道町佐々布868番地6	長時間曝気方式

（5）公設浄化槽

本市は、公設浄化槽を約 900 基有している。**表 1-12** に本市が有している公設浄化槽の概要を示す。

表 1-12　公設浄化槽の整備状況

（令和7年3月末現在、単位：人・基）

地区名	事業開始 年月日	設置基数	移管基数	合計	水洗化人口
松江	H14.4.1	277	67	344	770
鹿島	H17.4.1	2	26	28	68
島根	H20.4.1	2	0	2	4
美保関	H16.4.1	12	2	14	23
八雲	H13.4.1	281	100	381	987
玉湯	H15.4.1	39	18	57	150
宍道	H20.4.1	5	3	8	21
八束	H18.4.1	18	20	38	60
東出雲	H17.4.1	29	10	39	92
合計		665	246	911	2,175

出典：上下水道事業年報　令和 7 年版（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

次ページ以降に本市が有する汚水及び雨水処理施設位置図を示す。

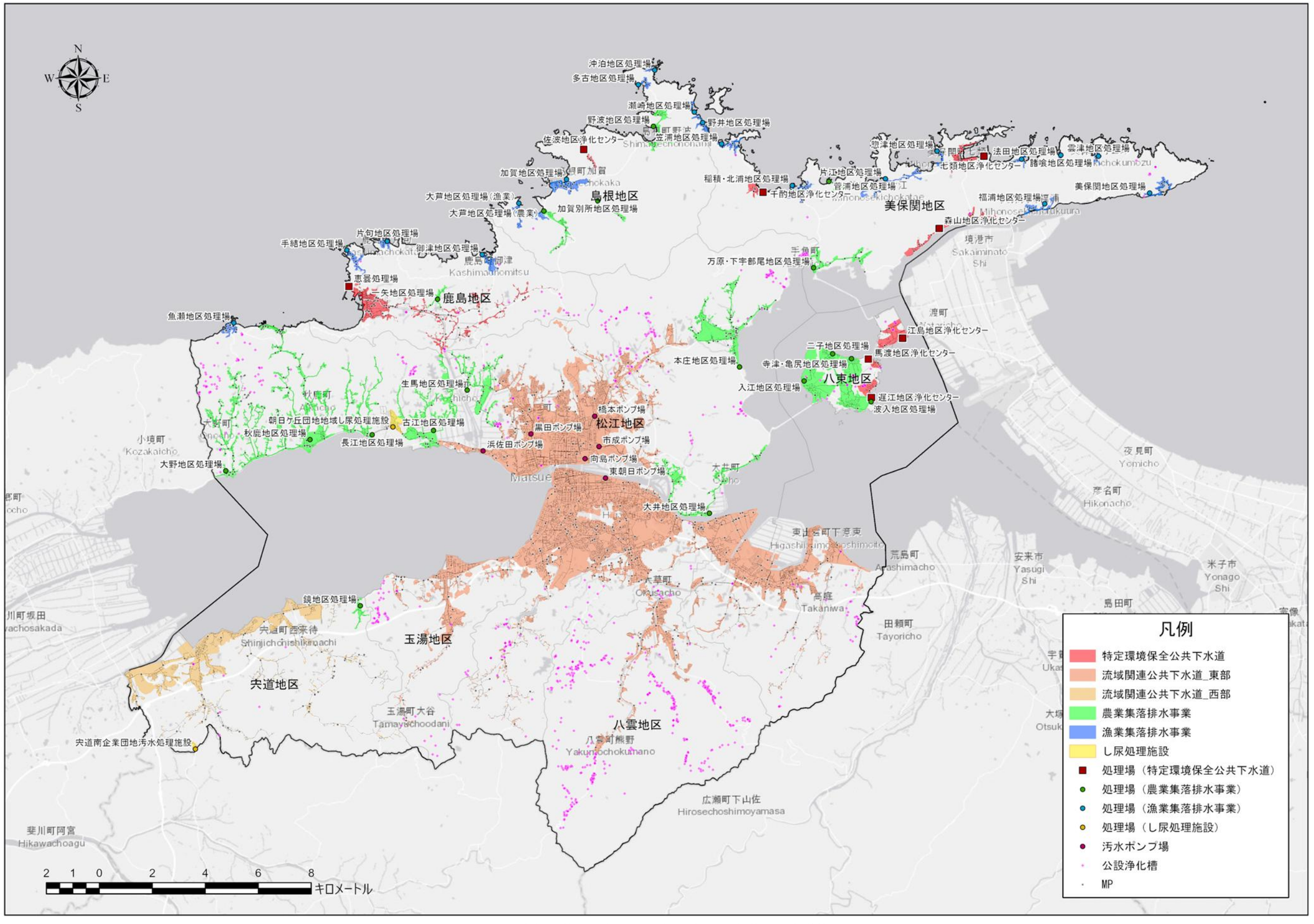


図 1-1　汚水処理施設　位置図（松江市上下水道局下水道施設）

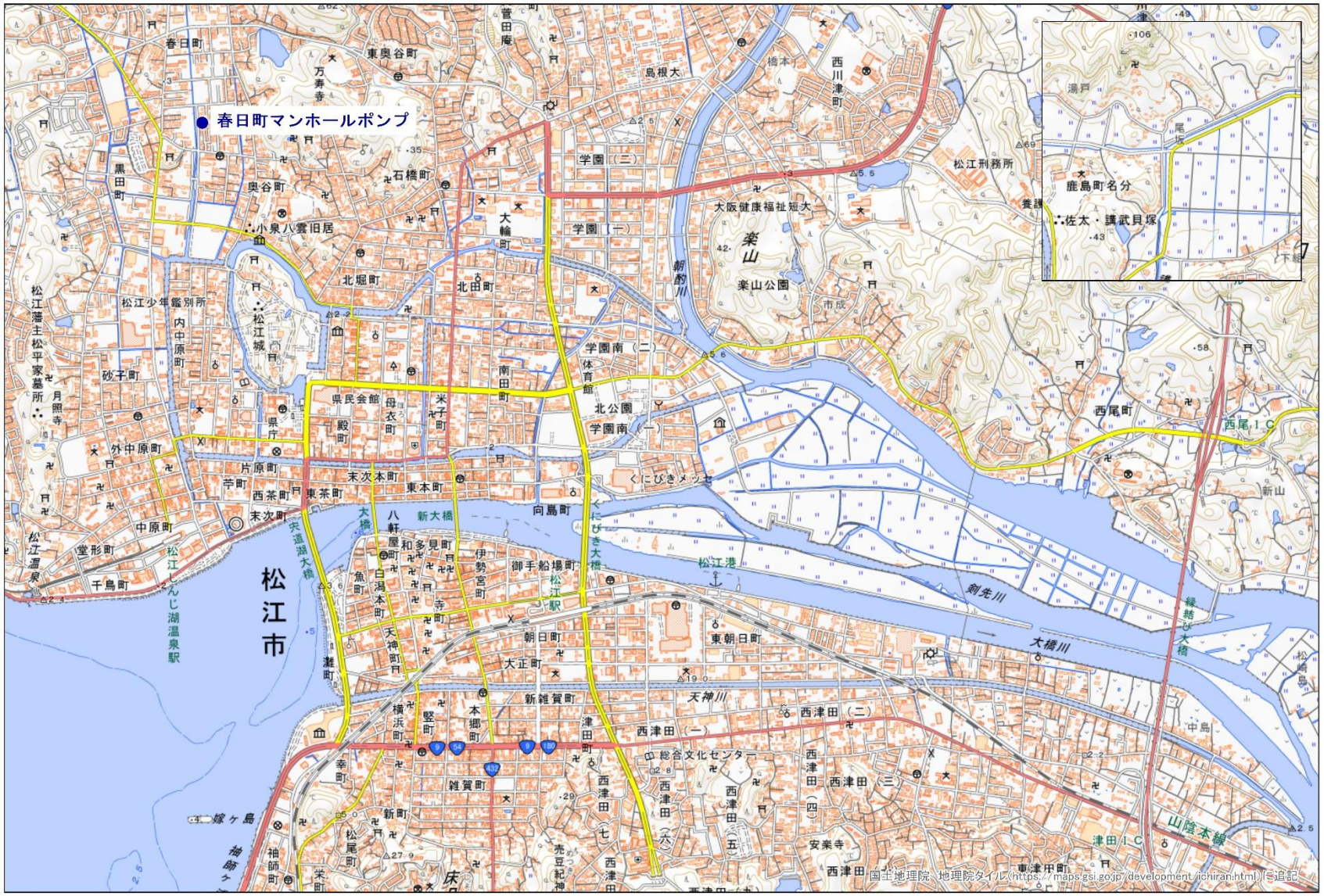


図 1-1　雨水施設　位置図（1/4）



図 1-1　雨水施設　位置図（2/4）



図 1-1　雨水施設　位置図（3/4）



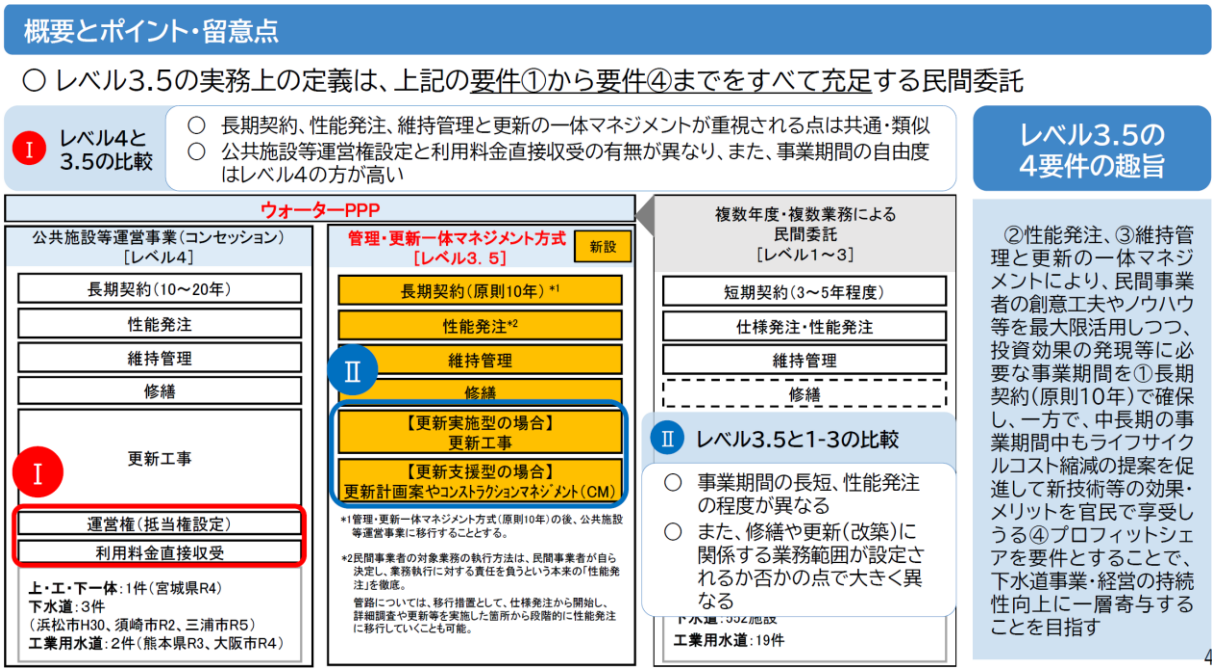
図 1-1　雨水施設　位置図（4/4）

２．ウォーターPPP とは？

２－１．国の施策の動向

下水道事業を始めとする公共インフラ事業については、今後、膨大な量の老朽化した施設の更新が必要となっていく一方で、自治体職員の減少やベテラン職員の退職による技術力の低下など様々な課題を抱えている。

そのため、令和５年６月に内閣府が示す「PPP/PFI 推進アクションプラン」（令和５年改定版）（令和５年６月２日　民間資金等活用事業推進会議決定）において、新たな官民連携方式（管理更新一体マネジメント方式）が打ち出され、従来のコンセッション方式と併せた総称として、「ウォーターPPP（コンセッション方式及び管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」の活用が位置付けられた。



出典：下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン　第 1.3 版

【用語説明】
※ コンストラクションマネジメント（CM）方式とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

２－２．管理・更新一体マネジメント方式について

管理・更新一体マネジメント方式とは、以下の 4 つの要件を満たす官民連携方式であり、その要件は以下のとおりである。

【管理・更新一体マネジメント方式の要件について】

要件①：長期契約（原則 10 年）

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則 10 年とする。

要件②：性能発注

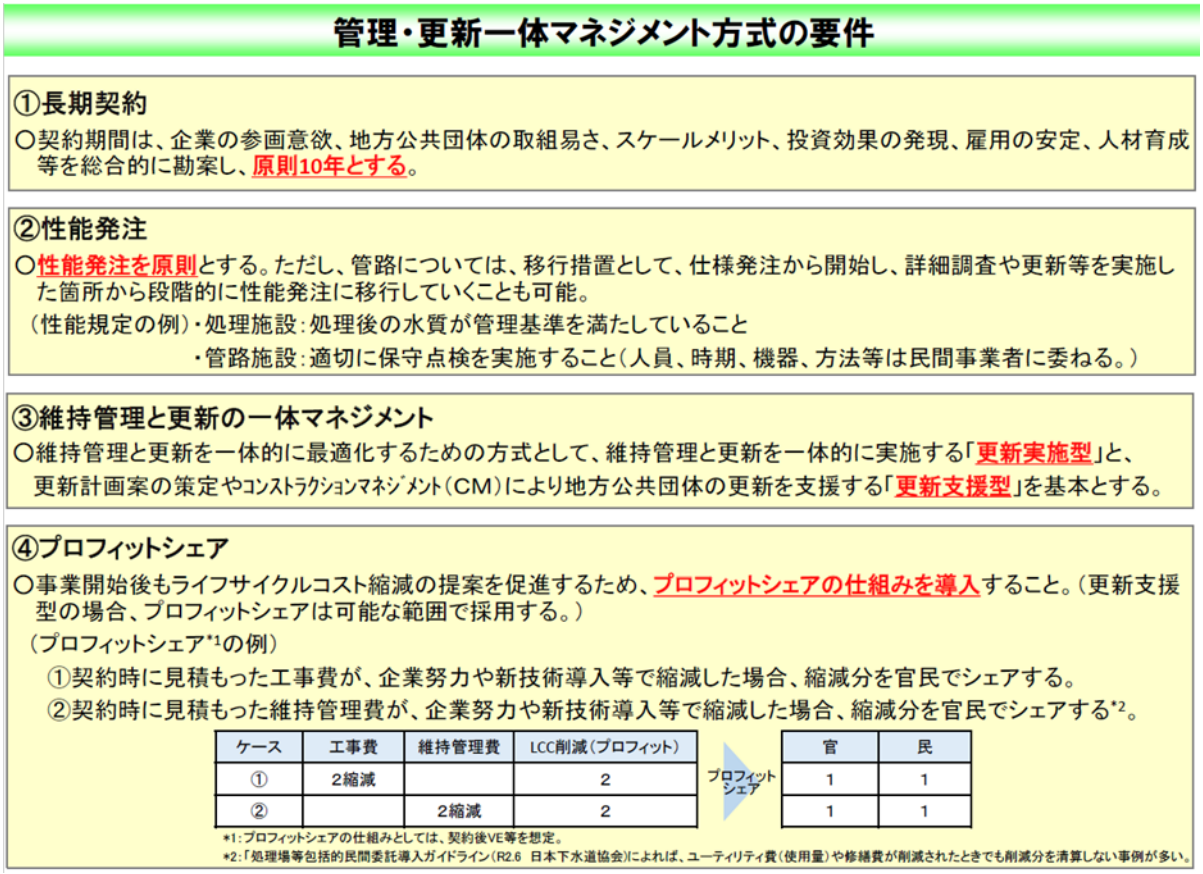
従来の仕様発注と異なり、地方公共団体が民間事業者の達成すべき性能の水準を示し、民間事業者は保有する技術や創意工夫により性能の達成を図る。

要件③：維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するため、「更新実施型」（更新（改築）の発注業務まで委託範囲に含むもの。）と「更新支援型」（更新計画案作成やコンストラクションマネジメント（CM）までを委託範囲に含むもの。）となる。

要件④：プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することとなる。発生した費用縮減分（プロフィット）を、地方公共団体と民間事業者で分配（シェア）するものであり、その分配割合は、任意となる。



出典：内閣府 HP「ウォーターPPP 概要」

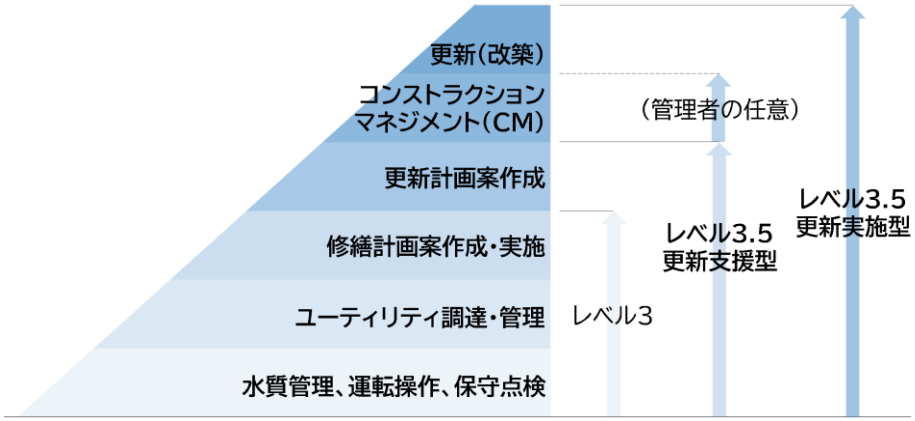
【維持管理と更新の一体マネジメントについて】

維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨を踏まえ、レベル 3 までの業務範囲を更新計画案作成まで含むものにレベルアップさせると「更新支援型」となる。コンストラクションマネジメント（ピュア型 CM 方式）まで含むか否かは管理者の任意である。さらに、改築の発注業務の委託まで含むものが「更新実施型」となる。

レベル 3.5 においては、実際に維持管理を実施する民間事業者等により一層効果的な更新計画案の作成を期待できる。

○「更新支援型」は、更新工事（改築の発注業務の委託）以外の業務を一括で受託者に委ねることができる。

○「更新実施型」は、更新工事（改築の発注業務の委託）を含めて一括で受託者に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。

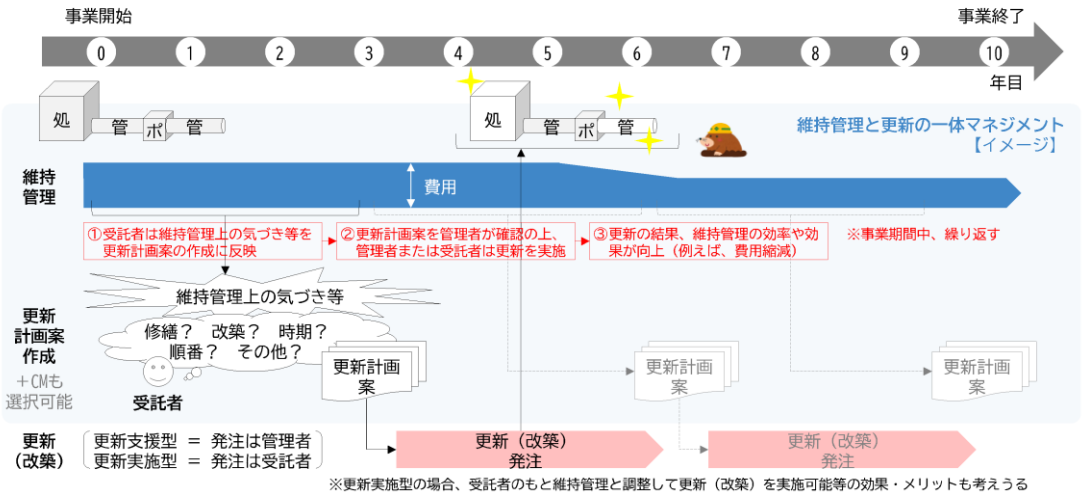


出典：下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン　第 3.0 版

①受託者は維持管理上の気づき等を更新計画案に反映し、②管理者が確認の上、管理者／受託者が改築を実施し、③この結果、維持管理の効率や効果が向上（例えば、費用縮減）することを事業期間中、繰り返すイメージである。

更新計画案は、受託者が作成し、管理者の確認を経て、管理者が策定するストックマネジメント計画になりうるものが想定される。

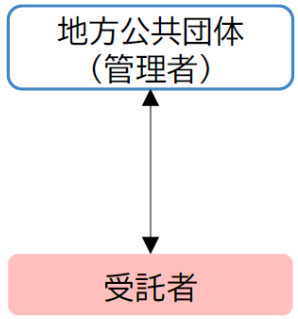
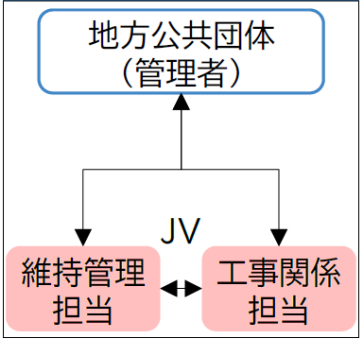
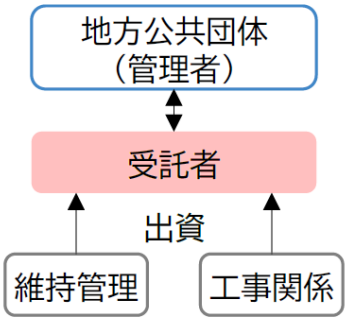
図表 2-3　維持管理と更新の一体マネジメントの趣旨



出典：下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン　第 3.0 版

【ウォーターPPP における受託者イメージ】

レベル 3.5 の受託者として、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントに対応するため複数の民間事業者等（受託者グループ）が想定される。また、単独の民間事業者の受託も考えられる。受託者グループとしては、JV の組成や SPC 等の新会社の設立が選択肢となる。なお、JV が受託者となる場合には、維持管理と更新一体マネジメントの観点から、維持管理を担当する民間事業者と更新（改築）を担当する民間事業者間で一体的に事業実施できる体制になっている必要がある。

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の新会社の設立
類型			
効果・メリット	ー	●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易（中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる）	●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	●対象施設（処理場等と管路）、業務範囲（維持管理と更新関係）を一者で対応できる民間事業者等は限られる	●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社（三セク）、官会社もある

出典：下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン　第 3.0 版

３．想定している事業範囲

３－１．本市における下水道事業の課題

本市の下水道事業について分析し、抽出された主な課題を以下に示す。

ヒト　下水道職員が減少傾向かつ職員の高齢化が進んでいるため、技術継承が必要となる。

モノ　公共下水道の整備開始から約 50 年が経過しているため、今後、改築・更新事業の増加が予想される。

カネ　公共下水道以外の事業は、今後、汚水処理原価の増加が想定されるため、効率的な維持管理や処理区の統廃合等の対策が必要となる。

３－２．事業の枠組み

本市の下水道事業の課題（ヒト・モノ・カネ）を踏まえ、現在想定しているウォーターPPP の枠組みについて、以下に示す。

スキーム案：ウォーターPPP（レベル 3.5）更新支援型／市全域／汚水処理事業全て

対象事業	流域下水道関連公共下水道										特定環境保全公共下水道										農業集落排水									
対象範囲	ﾎﾟﾝﾌﾟ場・MP					管路					処理場・MP					管路					処理場・MP					管路				
業務範囲	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新

対象事業	漁業集落排水										し尿処理施設										公設浄化槽				
対象範囲	処理場・MP					管路					処理場・MP					管路					浄化槽				
業務範囲	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新	維持管理	修繕	台帳管理	計画案策定	改築更新

：ウォーターPPPの対象範囲　：従来発注

対象範囲	施設	・本市が保有する汚水処理事業の全施設を対象
	管路	・本市が保有する汚水処理事業の全管路を対象
業務範囲	施設	・運転管理、保守点検、水質汚泥分析試験、ﾕｰﾃｨﾘｨ調達、補修修繕、処理場の更新計画案策定（※改築・更新の実施は除く）
	管路	・点検・調査、清掃、修繕対応等の維持管理、管路の点検調査計画策定、管路の更新計画案策定（※改築・更新の実施は除く）

※台帳管理について

台帳管理の具体的な内容は、受託者が維持管理における修繕工事の実施内容を市が所有する管路台帳及び施設台帳に履歴として記録することである。

なお、管路台帳及び施設台帳は、台帳システムを更新・改修する予定であり、ウォーターPPP 事業開始後に台帳管理業務を追加変更する予定である。

※改築更新計画案策定について

改築更新計画案策定の具体的な内容は、受託者が日常的な維持管理情報に基づき改築更新計画案を策定することである。

し尿処理施設及び公設浄化槽の改築更新計画については、ウォーターPPP 事業実施期間中に市が策定する予定である。このため、ウォーターPPP 事業開始後に追加変更する予定である。

３－３. 対象施設

（１）公共下水道事業

ア. 公共下水道ポンプ場

ポンプ場の施設概要を**表 3-1** に示す。

表 3-1　ポンプ場の施設概要（流域関連公共下水道のみ）

No	名称	位置	供用開始	種別	既設能力（m^3/秒）	耐震診断	備考
1	むこうじま 向島	学園南一丁目	S56年4月	分流式汚水	0.76	R1	
2	ひがしあさひ 東朝日	東朝日町	S58年4月		0.01	未実施	
3	はしもと 橋本	学園二丁目	S62年4月		0.08	未実施	
4	はまさだ 浜佐田	浜佐田町	S61年4月		0.02	R2	
5	いちなり 市成	西川津町	H11年4月		0.03	未実施	
6	くろだ 黒田	黒田町	H8年4月		0.11	R2	

イ. 特定環境保全公共下水道処理場

特定環境保全公共下水道処理場の施設概要を**表 3-2** に示す。

表 3-2　処理場の施設概要

No	名称	位置	供用開始	水処理方式	汚泥処理方式	既設能力（m^3/日）	耐震診断	備考
1	えとも 恵曇	鹿島町	H4年10月	酸素活性汚泥法	貯留→脱水	2,150	R2	
2	さなみ 佐波	島根町	H9年4月	OD法	濃縮→貯留→脱水	80	R1	建築のみ
3	ちくみ 千酌	美保関町	H13年4月	OD法	濃縮→貯留→脱水	340	未実施	
4	しちるい 七類	美保関町	H19年4月	OD法	濃縮→貯留→脱水	600	未実施	
5	もりやま 森山	美保関町	H23年4月	OD法	濃縮→貯留→脱水	310	未実施	
6	え しま 江島	八束町	H4年4月	回分法	濃縮→貯留→脱水	284	R1	
7	おそえ 遅江	八束町	H4年4月	回分法	濃縮→貯留→脱水	218	R1	
8	まわたし 馬渡	八束町	H8年4月	回分法	濃縮→貯留→脱水	123	R1	

ウ．管路施設

流域関連公共下水道の管路施設は、約 L=1,070km の整備が完了している。また、特定環境保全公共下水道における管路施設は、約 L=100km の整備が完了している。

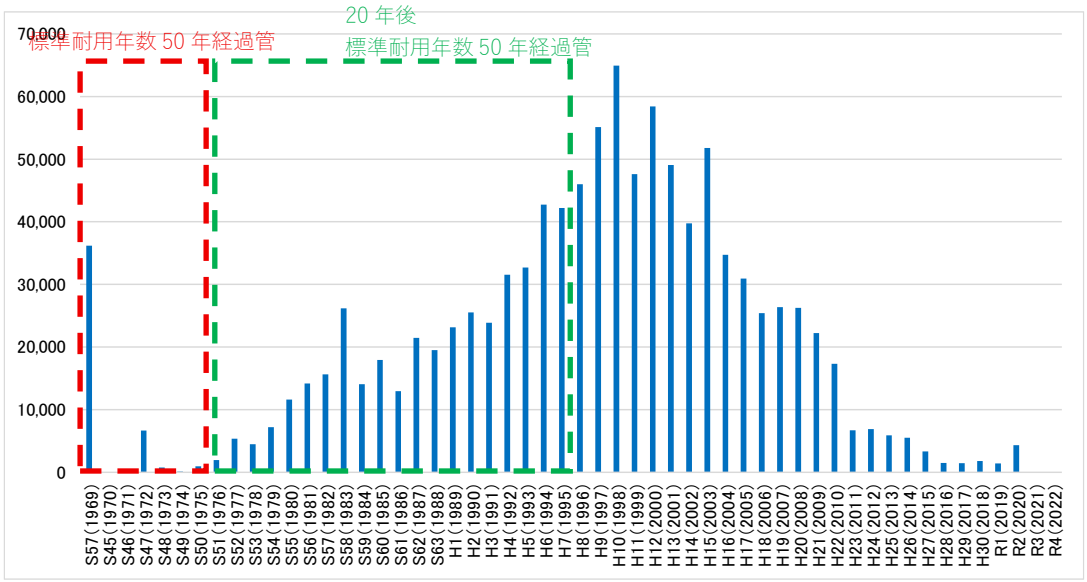


図 3-1　汚水管きょ延長【単年度】（流域関連公共下水道）

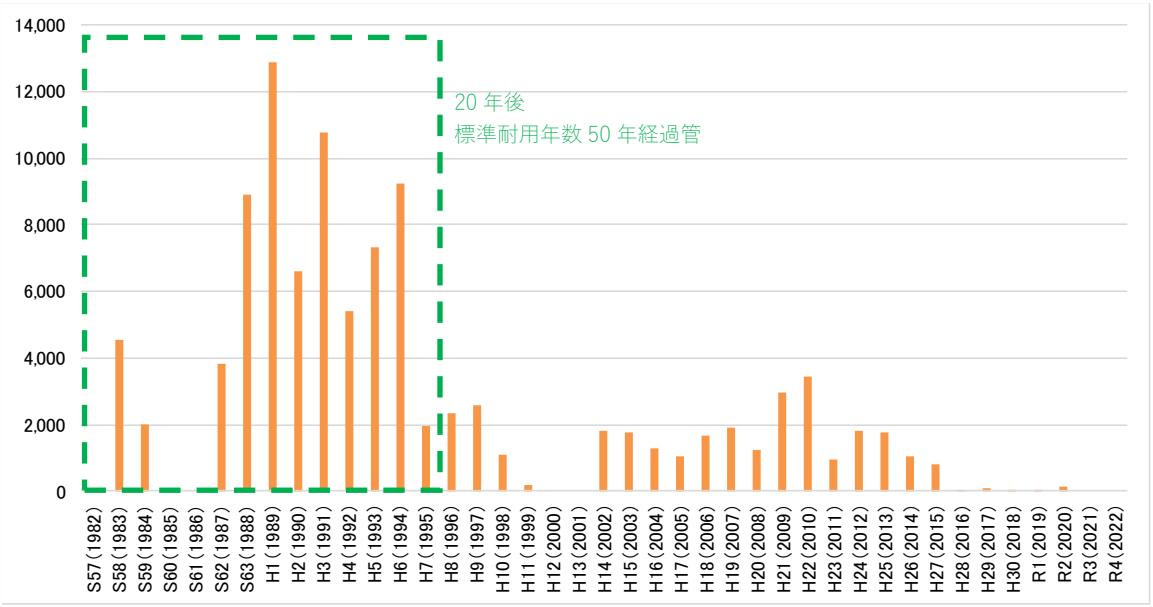


図 3-2　汚水管きょ延長【単年度】（特定環境保全公共下水道）

エ．マンホールポンプ施設

現在、本市の公共下水道区域内には、マンホールポンプが約 510 基設置されている。

表 3-3　マンホールポンプ基数（公共下水道事業）

流域関連公共下水道区域　（基、令和7年3月末）

処理区域	中継MP数	個人MP数	計
松江地区	211	33	244
宍道地区	50	10	60
玉湯地区	21	10	31
東出雲地区	41	1	42
計	323	54	377

特定環境保全公共下水道区域　（基、令和7年3月末）

処理区域	中継MP数	個人MP数	計
恵曇処理区	57	2	59
佐波処理区	2	1	3
千酌処理区	7	0	7
七類処理区	17	0	17
森山処理区	11	1	12
江島処理区	3	0	3
馬渡処理区	2	0	2
遅江処理区	3	0	3
八雲地区	27	2	29
計	129	6	135

（2）農業集落排水処理事業

ア．農業集落排水処理施設

本市には、現在、20 地区の農業集落排水処理施設がある。各農業集落排水処理施設の概要は、以下に示すとおりである。

表 3-4　農業集落排水処理施設の概要

（令和7年3月末現在、単位：人・%）

地区名	処理区	供用開始 年月日	計画処理 人　口	処理対象 人　口	処理対象 戸　数	水洗化 人　口	水洗化率
松江	古江	H10.4.1	2,930	1,710	834	1,484	86.8
松江	長江	H11.4.1	1,260	783	327	676	86.3
松江	秋鹿	H12.4.1	4,800	1,582	717	1,404	88.7
松江	本庄	H13.4.1	3,110	1,691	784	1,367	80.8
松江	大井	H14.4.1	1,640	937	402	824	87.9
松江	生馬	H15.4.1	2,290	1,099	515	1,099	100.0
松江	大野	H17.4.1	1,400	565	264	463	81.9
鹿島	一矢	S63.4.1	220	71	35	71	100.0
島根	野波	H7.4.1	1,540	525	237	525	100.0
島根	大芦	H7.4.1	570	287	144	287	100.0
島根	加賀別所	H8.4.1	270	135	59	135	100.0
美保関	万原・下宇部尾	H14.4.1	680	281	141	222	79.0
美保関	菅浦	H19.4.1	260	140	80	124	88.6
宍道	弘長寺	H6.4.1	1,210	235	95	235	100.0
宍道	鏡	H6.4.1	300	100	41	100	100.0
宍道	宍道中央（R5廃止）	H11.4.1	620	0	0	0	0.0
宍道	南城（R4廃止）	H11.10.1	950	0	0	0	0.0
宍道	中来待（R6廃止）	H13.4.1	2,550	0	0	0	0.0
八束	入江	S63.7.1	1,100	625	295	604	96.6
八束	二子	H1.7.1	760	433	202	433	100.0
八束	寺津・亀尻	H3.5.1	540	375	173	375	100.0
八束	波入	H6.5.1	1,750	878	443	878	100.0
東出雲	意東	H9.4.1	850	422	179	384	91.0
合計			31,600	12,874	5,967	11,690	90.8

イ．管路施設

農業集落排水処理事業の管路施設は、約 L=270km の整備が完了している。

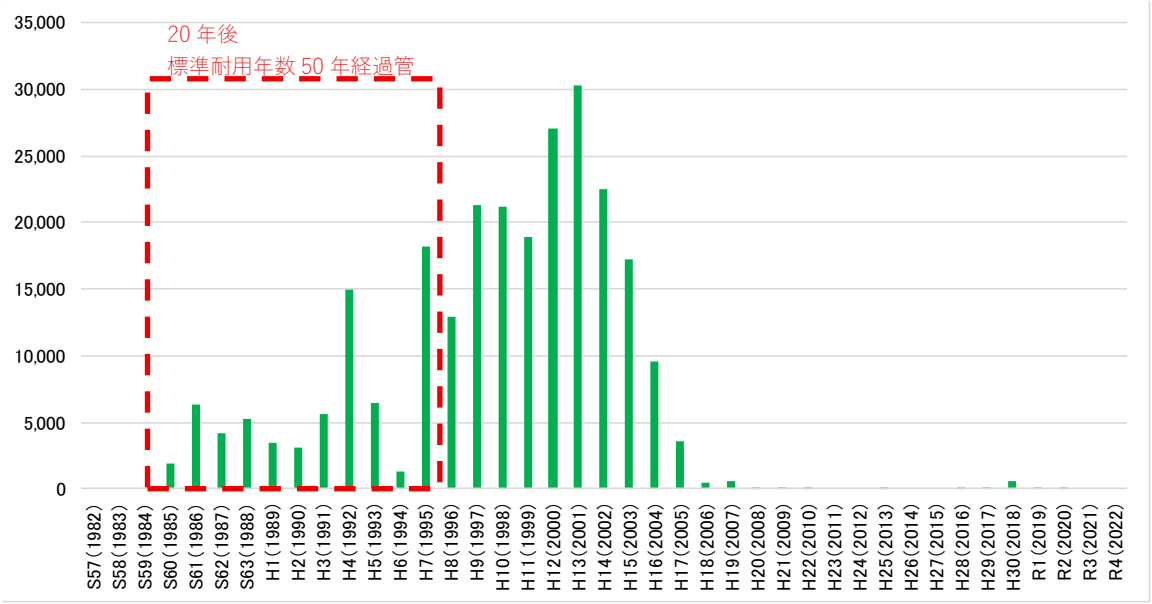


図 3-3　汚水管きょ延長【単年度】（農業集落排水処理事業）

ウ．マンホールポンプ施設

現在、本市の農業集落排水処理事業の区域内には、マンホールポンプが約 290 基設置されている。

表 3-5　マンホールポンプ基数（農業集落排水処理事業）

農業集落排水区域　　（基、令和7年3月末）

処理区域	中継MP数	個人MP数	計
古江処理区	19	1	20
長江処理区	10	0	10
秋鹿処理区	45	8	53
本庄処理区	52	5	57
大井処理区	23	5	28
生馬処理区	25	5	30
大野処理区	26	15	41
一矢処理区	2	0	2
野波処理区	6	0	6
大芦処理区	5	0	5
加賀別所処理区	3	0	3
万原下宇部尾処理区	11	1	12
菅浦処理区	6	0	6
弘長寺処理区	4	0	4
鏡処理区	2	0	2
入江処理区	5	1	6
二子処理区	0	0	0
寺津・亀尻処理区	1	0	1
波入処理区	1	0	1
意東処理区	5	0	5
計	251	41	292

（3）漁業集落環境整備事業

ア．漁業集落排水処理施設

本市には、現在、20 地区の漁業集落排水処理施設がある。各漁業集落排水処理施設の概要は、以下に示すとおりである。

表 3-6　漁業集落排水処理施設の概要

（令和7年3月末現在、単位：人・%）

地区名	処理区	供用開始 年月日	計画処理 人　口	処理対象 人　口	処理対象 戸　数	水洗化 人　口	水洗化率
松江	魚瀬	H17.4.1	522	229	113	218	95.2
鹿島	片句	S61.4.1	500	179	90	179	100.0
鹿島	御津	S62.4.1	860	424	191	424	100.0
鹿島	手結	H2.4.1	810	405	194	405	100.0
島根	野井	S63.10.1	560	256	113	256	100.0
島根	大芦	H7.4.1	1,093	480	241	480	100.0
島根	沖泊	H8.4.1	230	52	23	52	100.0
島根	瀬崎	H11.6.1	460	181	82	181	100.0
島根	多古	H11.10.1	340	119	46	119	100.0
島根	加賀	H15.4.1	1,500	596	259	596	100.0
美保関	稲積・北浦	H6.4.28	1,186	335	163	335	100.0
美保関	片江	H10.4.1	1,567	475	238	424	89.3
美保関	美保関	H12.4.1	2,390	400	212	356	89.0
美保関	笠浦	H17.3.1	600	290	116	277	95.5
美保関	福浦	H20.4.1	552	248	114	183	73.8
美保関	笹子	H21.4.1	219	114	57	114	100.0
美保関	惣津	H22.4.1	395	130	62	100	76.9
美保関	雲津	H22.7.1	220	94	45	69	73.4
美保関	諸喰	H23.1.1	83	56	27	32	57.1
美保関	法田	H23.1.1	99	56	26	31	55.4
合計			14,186	5,119	2,412	4,831	94.4

イ．管路施設

漁業集落排水処理事業の管路施設は、約 L=60km の整備が完了している。

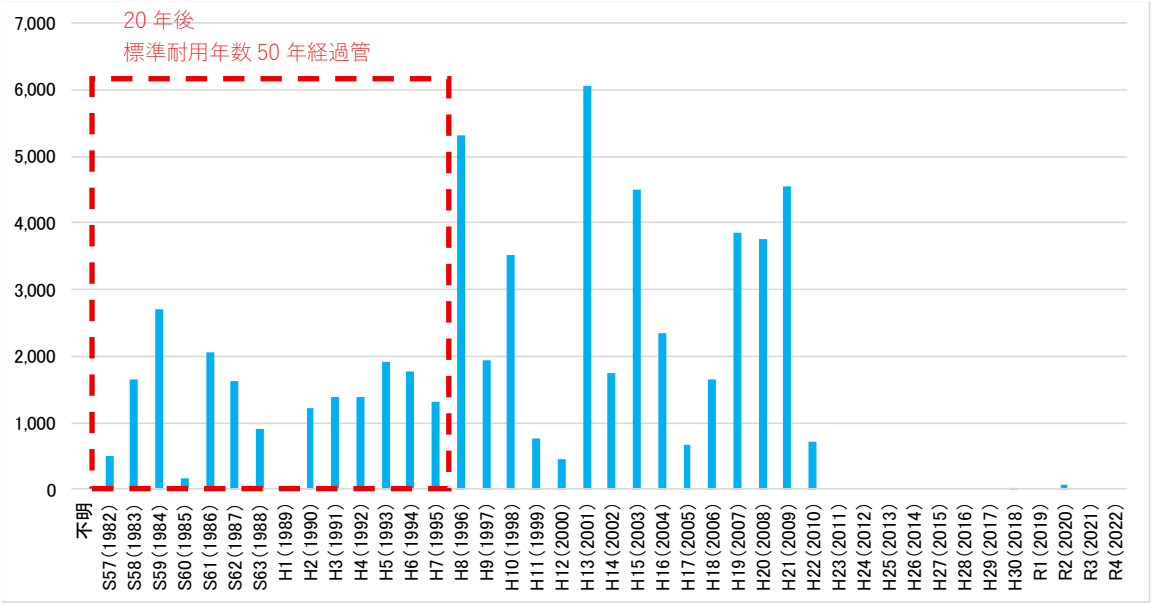


図 3-4　汚水管きょ延長【単年度】（漁業集落排水処理事業）

ウ．マンホールポンプ施設

現在、本市の漁業集落排水処理事業の区域内には、マンホールポンプが約 110 基設置されている。

表 3-7　マンホールポンプ基数（漁業集落排水処理事業）

漁業集落排水区域　　（基、令和7年3月末）

処理区域	中継MP数	個人MP数	計
魚瀬処理区	6	7	13
片句処理区	2	0	2
御津処理区	4	1	5
手結処理区	4	0	4
野井処理区	4	1	5
大芦処理区	2	0	2
沖泊処理区	1	0	1
瀬崎処理区	5	0	5
多古処理区	2	0	2
加賀処理区	13	0	13
稲積･北浦処理区	9	0	9
片江処理区	11	0	11
美保関処理区	7	0	7
笠浦処理区	5	0	5
福浦処理区	5	0	5
笹子処理区	3	0	3
惣津処理区	6	2	8
雲津処理区	4	1	5
諸喰処理区	2	0	2
法田処理区	4	3	7
計	99	15	114

（4）その他処理施設

ア．し尿処理施設

本市は、その他の集合処理施設として、**表 3-8** に示す 2 処理施設を有している。

表 3-8　その他処理施設施設一覧

処理区域	処理場	施設処理所在地	処理方式
朝日ケ丘団地	朝日ケ丘団地地域し尿処理施設	松江市古曽志町567番地420	長時間曝気方式＋高度処理
宍道南企業団地	宍道南企業団地汚水処理施設	松江市宍道町佐々布868番地6	長時間曝気方式

イ．管路施設

し尿処理施設に係る管路施設は、約 L=6km の整備が完了している。

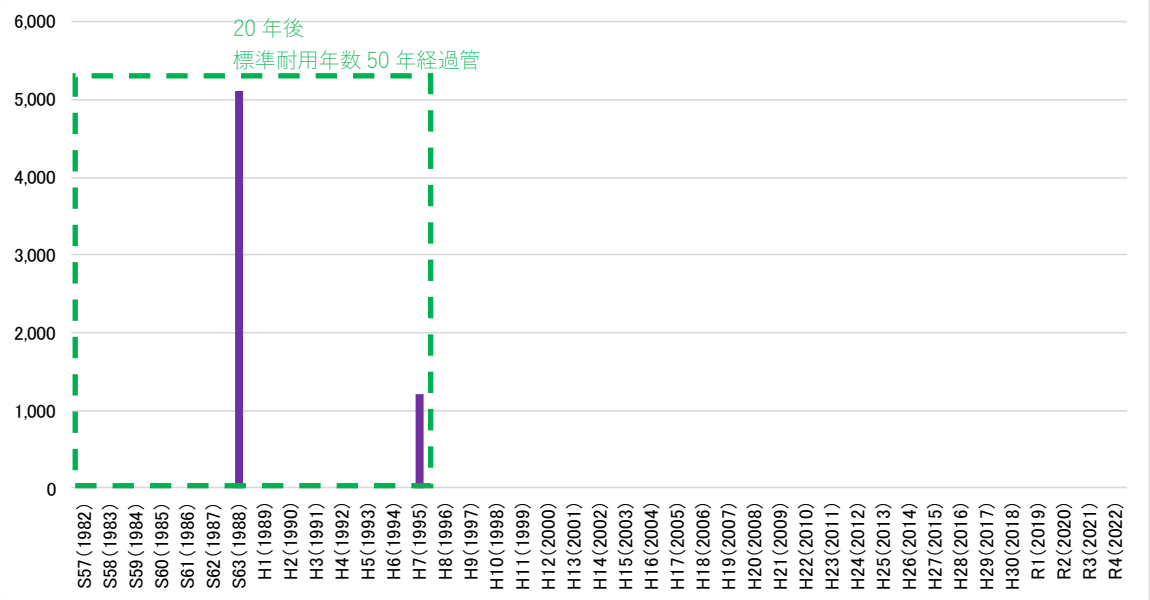


図 3-5　汚水管きょ延長【単年度】（し尿処理施設事業）

ウ．マンホールポンプ施設

現在、本市のし尿処理事業では、マンホールポンプが 1 基設置されている。

表 3-9　マンホールポンプ基数（し尿処理事業）

その他の処理区域　　（基、R6末）

処理区域	中継MP数	個人MP数	計
朝日ケ丘団地	0	1	1
宍道南企業団地	0	0	0
計	0	1	1

（5）公設浄化槽

本市は、**表 3-10** に示すように公設浄化槽を約 910 基有している。

表 3-10　公設浄化槽の整備状況

（令和7年3月末現在、単位：人・基）

地区名	事業開始 年月日	設置基数	移管基数	合計	水洗化人口
松江	H14.4.1	277	67	344	770
鹿島	H17.4.1	2	26	28	68
島根	H20.4.1	2	0	2	4
美保関	H16.4.1	12	2	14	23
八雲	H13.4.1	281	100	381	987
玉湯	H15.4.1	39	18	57	150
宍道	H20.4.1	5	3	8	21
八束	H18.4.1	18	20	38	60
東出雲	H17.4.1	29	10	39	92
合計		665	246	911	2,175

３－４．想定している業務内容

本市が想定している事業スキームに対する業務内容（案）を**表 3-11～表 3-12** に示す。

表 3-11　想定事業スキームにおける業務内容案（１）

大分類	中分類	小分類	細目	業務内容	公共	特環	集排	し尿	浄化槽
統括管理	業務全体の マネジメント		一元管理	各種課題や発注者の要望に対し、迅速かつ適切な意思決定を可能とする体制を構築することに加え、 リスク管理、法務・労務管理、各種作業について一元的な管理を行う。 関係官公庁及び関係法令等に基づき手続きを行う。	○	○	○	○	○
			関係者間の調整	各種会議の開催、関係機関との調整及び書類のとりまとめを行う。	○	○	○	○	○
			工程管理	業務計画書の作成、定例会議を開催しとりまとめを行う。	○	○	○	○	○
			管理者の履行確認の対応	各業務の履行確認、検査対応、技術提案事項の実施を行う。	○	○	○	○	○
			セルフモニタリング	セルフモニタリングの実施、報告書の作成を行う。	○	○	○	○	○
			業務データ管理・情報公開	維持管理情報をとりまとめデータ管理を行い、維持管理情報公開に係る資料作成を行う。	○	○	○	○	○
			事業管理	予算・実施費用の管理、数量・予算の調整を行い、業務委託料の確認を行う。	○	○	○	○	○
	事業・サービス向上に 資するマネジメント		業務改善	業務成果等をとりまとめ課題事項等について整理する。サービス向上に向けた新技術等の導入を行う。	○	○	○	○	○
			事業マネジメントの実践	各種計画等との整合を図った事業マネジメントを行う。効率的なデータ管理手法の提案・導入を行う。	○	○	○	○	○
処理場 施設	維持管理 （水処理）	運転管理	水質管理	放流水質の管理を行う。		○	○	○	
			運転操作	処理場設備の運転管理を行う。		○	○	○	
			保守点検	処理場設備の保守点検を実施する。		○	○	○	
			ユーティリティ調達	電力、水道、薬品、ガスその他の燃料等、消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達する。		○	○	○	
		水質分析		日常試験、法定試験、流入水の水質試験を行う。		○	○	○	
	維持管理 （汚泥処理）	運転管理	濃縮・貯留・脱水 （移動脱水車も含む）	汚泥の濃縮・貯留・脱水（移動脱水車を含む）の運転管理を行う。		○	○	○	
			肥料化（意東 T）	意東地区農業集落排水施設から発生する汚泥を堆肥化する汚泥処理施設の運転管理を行う。			○		
		運搬	濃縮汚泥の運搬	処分先までの運搬を行う。		○	○	○	
			脱水汚泥の運搬	処分先までの運搬を行う。		○	○	○	
			し渣の運搬	処分先までの運搬を行う。		○	○	○	
	電気	電気保安	自家発電設備	作成した保安規程に基づいて、技術基準に適合するよう適切な維持管理を行う。		○	○	○	
			高圧受電設備			○	○	○	
	修繕	修繕	修繕工事	修繕工事を実施する。		○	○	○	
			修繕計画案作成	修繕計画案を作成する。		○	○	○	
	計画		改築更新計画策定	処理場施設の点検調査計画及び修繕改築計画案等の作成を行う。		○	○	△	
	台帳管理		修繕履歴等の入力・管理	市が所有している台帳に修繕履歴等の入力を行う。		△	△	△	
汚水 ポンプ場 施設	維持管理	運転管理	運転操作	設備の点検や非常時等の運転操作を行う。	○				
			保守点検	ポンプ場設備の保守点検を実施する。	○				
	電気	電気保安	自家発電設備	作成した保安規程に基づいて、技術基準に適合するよう適切な維持管理を行う。	○				
			高圧受電設備		○				
	修繕	修繕	修繕工事	修繕工事を実施する。	○				
			修繕計画案作成	修繕計画案を作成する。	○				
	計画		改築更新計画策定	ポンプ場施設の点検調査計画及び修繕改築計画案等の作成を行う。	○				
	台帳管理		修繕履歴等の入力・管理	市が所有している台帳に修繕履歴等の入力を行う。	○				

表 3-12　想定事業スキームにおける業務内容案（２）

大分類	中分類	小分類	細目	業務内容	公共	特環	集排	し尿	浄化槽
管路施設（汚水）	維持管理（マンホールポンプ含む）	維持管理	点検・調査	受託者で立案した点検調査計画を踏まえ、管路施設（管路、マンホール等）の点検・調査を実施する。	○	○	○	○	
			修繕	点検・調査によって管路施設の損傷が確認され、機能回復が必要と認められた場合、修繕を実施する。	○	○	○	○	
			清掃	管路施設の閉塞や堆積物、悪臭等を防ぐため定期的な清掃や、調査のための事前清掃を行う。	○	○	○	○	
			緊急対応	下水道管が起因する道路陥没や管路のつまりなどの緊急事態の対応を行う。	○	○	○	○	
		電気保安	自家発電設備	点検・整備及び定期的な保守運転を実施する。	○	○			
	計画		改築更新計画策定	管路施設の点検調査計画及び修繕改築計画案等の作成を行う。	○	○	○	△	
	台帳管理		修繕履歴等の入力・管理	市が所有している台帳に修繕履歴等の入力を行う。	△	△	△	△	
公設浄化槽	維持管理	水処理	保守点検	浄化槽の保守点検を実施する。					○
	汚泥処理	運搬	汚泥運搬	対象浄化槽の汚泥を引き抜き処分先へ運搬を行う。					○
	修繕	修繕	修繕工事	修繕工事を実施する。					○
			修繕計画案作成	修繕計画案を作成する。					○
	計画		改築更新計画策定	浄化槽の点検調査計画及び修繕改築計画案等の作成を行う。					△
	台帳管理		修繕履歴等の入力・管理	市が所有している台帳に修繕履歴等の入力を行う。					△

【凡例】
○・・・対象業務、△・・・変更追加予定業務

４．参考資料

ウォーターPPP 関連資料は、下記（URL リンク）から取得できます。
不足情報等がございましたら、問合せ願います。

- ウォーターPPP の概要
  https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/water_gaiyou.pdf

- 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン　第３.０版（令和８年４月）
  https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001027.html

- 下水道分野におけるウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)に関するQ&A
  https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001739997.pdf